

総論

WTO協定の概要

1. WTO協定の基本目的

WTO協定の目的は、WTO設立協定前文にあるとおり、「生活水準の向上、完全雇用の確保、高水準の実質所得及び有効需要の着実な増加、資源の完全利用、物品及びサービスの生産及び貿易の拡大」であり、一言で言えば、市場経済原則によって世界経済の発展を図ることである。WTO協定は、この目的に寄与すべく、「関税その他の貿易障害を実質的に軽減し、及び国際貿易関係における差別待遇を廃止する」ために締結される、「相互的かつ互恵的な取極」であるとされている。ここに示されるように、国際貿易に市場経済原理を及ぼすために、貿易障壁の低減及び無差別原則の適用という2つの考え方に基づいて組み立てられているのがWTO協定であると言ってよい。

以上の考え方は、1947年のGATT（The General Agreement on Tariffs and Trade（関税及び貿易に関する一般協定））前文から変わることなくWTOに引き継がれたGATTの伝統的精神であるが、WTOではその後の変化を踏まえて2つの目的が付け加えられた。第一に環境への配慮であり、「経済開発の水準が異なる各国のニーズ及び関心に沿って環境を保護し及び保全し並びにそのための手段を拡充することに努めつつ、持続可能な開発の目的に従って世界の資源を最も適当な形で利用すること」である。第二は、開発途上国への配慮であり、「開発途上国特に後発開発途上国がその経済開発のニーズに応じた貿易量を確保することを保証するため積極的に努力する必要があること」を考慮すべきとされた。WTOは、1947年のGATT創設時よりもはるかに加盟国数が多く、かつ後述の一括受諾方式が条件とされるなど、開発途上国の利益をより配慮する必要があったことがその背景にある。

2. WTOの基本原則

(1) WTO協定の基本原則

WTO協定は、上述のように貿易障壁の低減と無差別原則といった考え方に立脚しており、これらの考え方は、以下のようなWTOの基本原則に具体化されている。

①最恵国待遇原則（Most-Favoured-Nation Treatment = MFN原則）

GATT 1条は輸出入の際の関税等について、いずれかの国の産品に与える最も有利な待遇を、他のすべての加盟国の同種の産品に対して、即時かつ無条件に与えなければならない旨定めている（第1章「最恵国待遇」参照）。

②内国民待遇原則（National Treatment）

GATT 3条は、輸入品に対して適用される内国税や国内法令について、同種の国内産品に対して与える待遇より不利でない待遇を与えなければならない旨義務づけている（第2章「内国民待遇」参照）。

③数量制限の一般的廃止の原則

GATT 11条は、「加盟国は関税その他の課徴金以外のいかなる禁止又は制限も新設し、又は維持してはならない」とし、数量制限の一般的廃止を義務づけている。これは、数量制限措置が関税措置よりも国内産業保護の度合いが強く、直接的に貿易を歪曲する可能性を有するとされているからである（第3章「数量制限」参照）。

④合法的な国内産業保護手段としての関税に係る原則

GATTは通商規制の手段として数量制限を禁止する一方で、関税を賦課することを容認している（11条）。ただし、2条により加盟国は「譲許」を行い、この譲許税率を超える関税の賦課や譲許税率の一方的な引上げは禁止される。その上で、関税交渉を通じて品目ごとに漸進的に関税引き下げを行うことを目指している（28条）。更に28条2項に基づき、「相互的かつ互恵的な」多角的交渉によって関税引き下げを図ることとされる（第5章「関税」参照）。

(2) 基本原則

WTO協定は、上記の基本原則と並び、それぞれの原則に対する重要な例外規定も定めている。これらの例外規定が必要とされる主な理由を2つ挙げるならば、第一に、ルールに基づいて運営される多角的貿易体制を維持するため、むしろ一定の合理性がある例外的な措置については、所定の要件を満たすことを条件に許容する必要があることである。GATT 20条（一般的例外）及びGATT 21条（安全保障例外）は、貿易自由化の原則と国内の規制権限を調整する条項の代表例である（第4章「正当化事由」参照）。また、GATT/WTO協定では、他国の貿易関連措置に対してその効果を相殺する措置を採る必要がある場合（いわゆる貿易救済措置）等に基本原則からの例外を許容する規定を置いている（貿易救済措置については、第6章「アンチ・ダンピング措置」、第7章「補助金・相殺措置」、第8章「セーフガード」を参照）。第二に、各国の経済の発展段階を考慮した措置を許容する必要があることである。この観点からWTO協定では、前述のとおり関税による国内産業保護を許容するだけでなく、規律に対する様々な開発途上国例外も設けている。これらを受けて、WTO協定には多数の例外規定が存在し、複雑な構造となっている。

これらの例外は、現実の国際経済に対して原則を機械的に適用することは困難であることから設けられているものであり、WTO協定は、このような場合に例外が許容される要件を明確に規律することにより、現実と理念の調和を図ろうとしている。WTOのこのような姿勢は、前向きな現実主義として肯定的に評価すべきであるが、他方、要件の不明確さを突いて例外規定が濫用される例が後を絶たないのも事実である。WTO協定では、1947年のGATT時代に濫用の温床となっていたいくつかの条項について、要件を明確化する等の改善を図ることに成功したが、まだ十分と言えないものも残されているため、今後更なる規律の明確化が課題となる。

3. WTO協定の全体

WTO協定の全体像を図示すると、図表II-総-1のようになる。WTO協定は、WTO設立協定及びその附属書（ANNEX）から構成されている。附属書1Aから附属書3までの各協定は、WTO設立協定と不可分の一部を成し、WTO協定の全加盟国間で適用される（一括受諾方式）。加盟国は、2026年3月現在166か国・地域である（資料編第2章「WTO加盟交渉の現状」を参照）。これに対し、附属書4の各協定は、それぞれ任意加入の協定であり、各協定の締約国の間でのみ適用される。ここではWTOの各協定の概要について述べることにする¹。

<世界貿易機関を設立するマラケシュ協定>（WTO設立協定）

本協定は、ウルグアイ・ラウンドの成果を実施し、今後の多角的貿易交渉の枠組みとなるWTOを設立するための協定であり、WTOの組織、加盟、意思決定等に関する一般的な規定から成る

<附属書1A：物品の貿易に関する多角的協定>

①千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定（1994年のGATT）

(i) WTO協定の一部として（必要な変更を加えた上で）編入された1947年のGATTの規定（WTO協定発効前に効力を発生した法的文書により改正等が行われた規定を含む）、(ii) WTO協定発効前に1947年のGATT

¹ 国際酪農品協定及び国際牛肉協定は、1995年から3年間有効とされていたが、1998年以降の延長はしないとの決定がなされたため、1997年末に失効した。

の下において発効した関税議許議定書、確認書、加入議定書等の法的文書、及び (iii) GATT2条1項 (b)、17条等についての6つの了解等から成る。

②農業に関する協定

農産品に係る輸入制限、国内助成措置、輸出補助金等についての GATT 上の規律強化の観点から、各国が市場アクセス、国内助成、輸出競争の3分野における具体的かつ拘束力のある約束を作成し、6年間の実施期間にこれを実施すること及びこれらの約束の実施に関する規律を定めている（数量制限に関する部分については第3章「数量制限」、国内助成に関する部分については第7章「補助金・相殺措置」参照）。

③衛生植物検疫措置（SPS：Sanitary and Phytosanitary Measures）の適用に関する協定

衛生植物検疫措置が、恣意的若しくは不当な差別の手段や国際貿易に対する偽装した制限とならないようにし、当該措置の貿易に対する悪影響を最小にするため、当該措置の企画、採用及び実施の指針となる規則及び規律の多角的な枠組みを確立するものである（第11章「基準・認証制度」参照）。

④繊維及び繊維製品（衣類を含む。）に関する協定

繊維貿易分野は、1974年以來繊維製品の国際貿易に関する取極（MFA：Multi-Fibre Arrangement）の規律に服してきたが、輸入制限等により GATT の原則から大きく乖離していたため、10年間の経過期間をかけて段階的に GATT の規律の下に統合し、繊維貿易の自由化を図ることを規定している。2004年末をもって失効した（第8章「セーフガード」参照）。

⑤貿易の技術的障害（TBT：Technical Barriers to Trade）に関する協定

工業標準や安全・環境面の規制など、製品の規格及び規格適合性を評価する手続（認証）は、規制が行き過ぎたり、濫用されたりすると、貿易に対する大きな障害となるため、当該制度が不必要な貿易障害とならないよう、措置、手続の透明性の確保や可能な範囲での国際規格への整合化を図るなど、規格の適正を確保することを目的とするものである（第11章「基準・認証制度」参照）。

⑥貿易に関連する投資措置（TRIMs：Trade-Related Investment Measures）に関する協定

国境を越える投資に関連して（投資の際又は投資の後）、投資受入れ国が当該外国企業に対し、様々な要求、条件、基準の設定等の措置（投資措置）を講ずることがある。ウルグアイ・ラウンドでは、当初、より広範な投資関連措置の規律を目指し交渉が行われたが、結果的には、係る投資措置のうち、モノの貿易に直接的な悪影響を及ぼす GATT 3条（内国民待遇原則）及び 11条（数量制限の一般的禁止）違反の措置（貿易関連投資措置）を一般的に禁止するとともに、その具体例として、ローカルコンテンツ要求（国産品の購入又は使用の要求）、輸出入均衡要求等を明記するにとどまった（第9章「貿易関連投資措置」参照）。

⑦千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定（アンチ・ダンピング（AD：Anti-dumping））

アンチ・ダンピング措置が国内産業保護のための手段として恣意的に運用されたり、濫用されたりすることを防止するために、ダンピング・マージンの計算方法、ダンピング調査手続等に関して規律の厳格化・明確化を図るものである（第6章「アンチ・ダンピング措置」参照）。

⑧千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定（関税評価に関する協定）

GATT 7条（関税評価）の実施に一層の一貫性、確実性を与えるために、同条の適用のための規則を詳細に定め、恣意的な評価制度を排除し、関税評価制度を国際的に統一することを目的とするものである（第5章「関税」参照）。

⑨船積み前検査（PSI: Preshipment Inspection）に関する協定

船積み前検査の透明性を確保するとともに、船積み前検査機関と輸出者との間の紛争解決メカニズムを提供することを目的としている。

なお、船積み前検査とは、輸入国（主に開発途上国）から指定を受けた船積み前検査会社が、輸入国の税関当局に代わって商品の船積み前に、輸出国の領域内で商品の品質、数量、価格、関税分類、関税評価等について検査を行い、証明書を発給する制度である。後述(14)の貿易円滑化協定では、関税分類及び関税評価についての船積み前検査の利用を禁止している。

⑩原産地規則に関する協定

特惠分野に適用される原産地規則を統一するための作業計画を規定するとともに、規則の制定・運用にあたって遵守すべき規律、原産地規則委員会等の設置、紛争解決手続等を規定しているが、原産地規則の統一作業の内容は今後の交渉に委ねられている（第 10 章「原産地規則」参照）。

⑪輸入許可手続に関する協定

各国の輸入許可手続が不必要な貿易障害にならないように行政上の手続を簡素化し、かつ、これら手続の公正な運用を確保することを目的とするものである。

⑫補助金及び相殺措置に関する協定

補助金に係る規律の強化・明確化の観点から、定義の明確化、類型別の規律の強化（禁止補助金の範囲の拡大等）、相殺関税の発動手続の強化・明確化等を図ったものである（第 7 章「補助金・相殺措置」参照）。

⑬セーフガードに関する協定

GATT 19 条のセーフガード措置（緊急輸入制限措置）の適用につき、発動要件・手続及び措置の内容等につき規律の明確化を行ったものである（第 8 章「セーフガード」参照）。

⑭貿易の円滑化に関する協定

税関手続の透明性の向上及び迅速化等を目的とするものであり、インターネットでの貿易手続の公表、輸入申告書類の事前の受理、税関当局間の協力等を規定している。本協定については、2013 年 12 月にバリで開催された閣僚会議において交渉を終了し、同協定を附属書 1 A に組込む作業を経た後に批准手続に入り、2017 年 2 月 22 日に発効した。

<附属書 1 B >

サービスの貿易に関する一般協定（GATS : General Agreement on Trade in Services）

サービス貿易について最恵国待遇や透明性の確保等の一般的義務を定めるとともに、155 のサービス業種のうち、個々の加盟国が行った約束（コミットメント）を行ったサービス業種においては、市場アクセスに係る制限や内外差別措置について、約束表に記載されている約束内容より厳しい規制を維持又は新規導入できないこと等を定めている（第 12 章「サービス貿易」参照）。

<附属書 1 C >

知的所有権の貿易関連の側面（TRIPS : Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights）に関する協定

著作権、商標、地理的表示、意匠、特許、半導体回路配置権、開示されていない情報といった知的財産に関し、最恵国待遇、内国民待遇の適用を定めるとともに、高度な保護水準の達成及びエンフォースメント（権利行使手続）の整備を加盟国に義務づけ、さらに協定に係る紛争のための紛争解決手続を定めている（第 13 章「知的財産」参照）。

<附属書 2>

紛争解決に係る規則及び手続に関する了解（DSU：Understanding on Rules and Procedures Governing the Settlement of Disputes）

WTO 協定に係る紛争の解決に関する共通の規則及び手続を規定するものであり、一方的措置の禁止、紛争解決のための小委員会（パネル）の設置及びパネル報告の採択の自動性、紛争解決に係る時間的枠組み、上級委員会の設置等による紛争解決手続の一層の強化を図っている（第 17 章「WTO の紛争解決手続」参照）。

<附属書 3>

貿易政策検討制度（TPRM：Trade Policy Review Mechanism）

貿易政策検討機関（TPRB：Trade Policy Review Body）によって定期的に行われる加盟国の貿易上の政策及び慣行の審査（貿易政策検討制度）に関する手続を規定している（第 18 章「貿易政策・措置の監視」参照）。

<附属書 4：複数国間貿易協定>

①民間航空機貿易に関する協定

現行の民間航空機協定（東京ラウンド諸合意の 1 つ）をベースとして、特に補助金についての規律の強化を図るための改訂交渉がウルグアイ・ラウンドと並行して行われていたが、依然、合意に至っていない。

②政府調達に関する協定

政府機関が購入又は借入れによって行う产品及びサービスの調達（政府調達）に関し、内国民待遇、無差別待遇及びこれらを確保するための公平・透明な調達手続、苦情申立て手続並びに紛争解決手続を明定している。従来の政府調達協定（東京ラウンド諸合意の 1 つ）をベースとして、従来の製品の調達に加え、サービスの調達を適用対象に加えるとともに、中央政府機関のみならず、地方政府機関及び政府関係機関の調達にも基本的に適用範囲を拡大している。2012 年 3 月には改正協定が採択され、2014 年 4 月に発効した（第 14 章「政府調達」参照）。

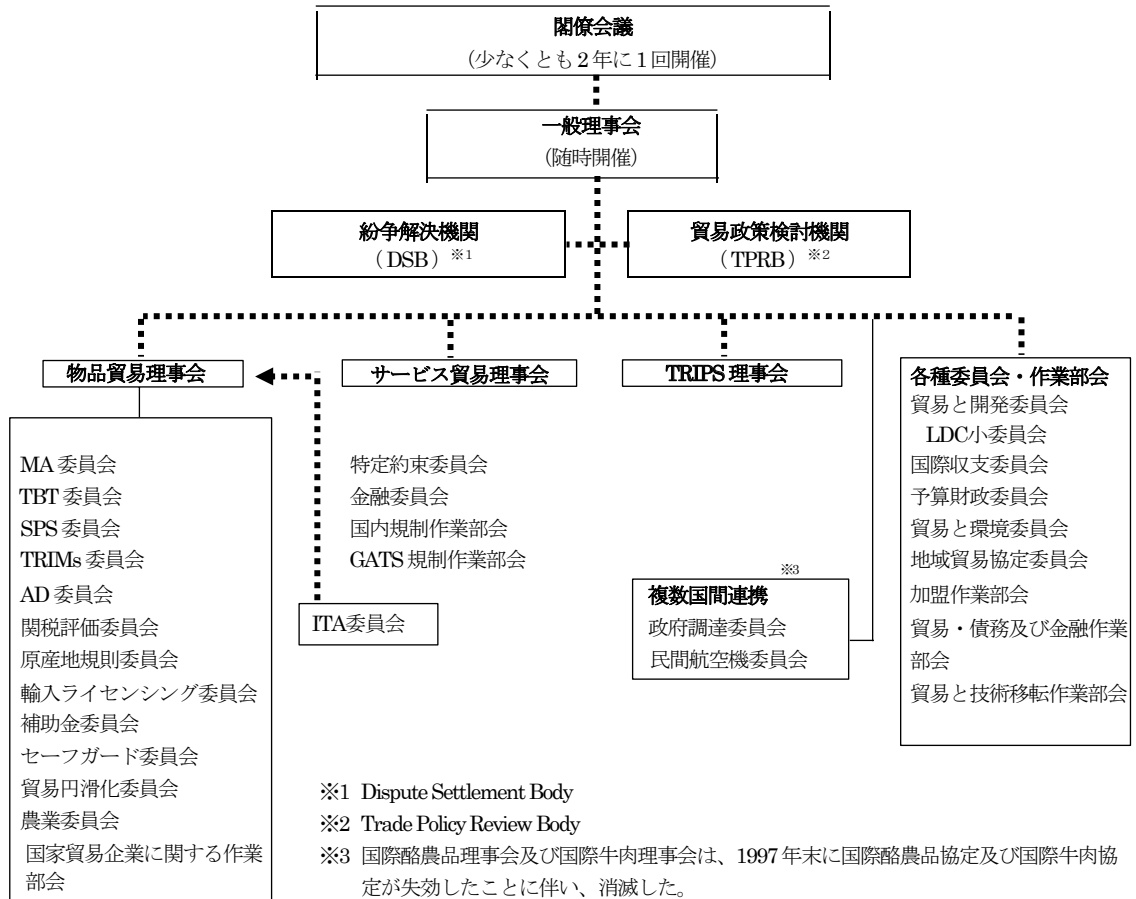
<図表II-総-1> 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定及び附属協定 (WTO協定)

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定 (WTO 設立協定)	
—	物品の貿易に関する多角的協定 [附属書 1A]
—	— 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定 (1994 年の GATT)
—	— 農業に関する協定
—	— 衛生植物検疫措置 (SPS) の適用に関する協定
—	— 繊維及び繊維製品 (衣類を含む。) に関する協定
—	— 貿易の技術的障害 (TBT) に関する協定
—	— 貿易に関連する投資措置 (TRIMs) に関する協定
—	— 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定 (アンチ・ダンピング協定)
—	— 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定 (関税評価に関する協定)
—	— 船積み前検査 (PSI) に関する協定
—	— 原産地規則に関する協定
—	— 輸入許可手続に関する協定
—	— 補助金及び相殺措置に関する協定
—	— セーフガードに関する協定
—	— 貿易の円滑化に関する協定
—	サービスの貿易に関する一般協定 (GATS) [附属書 1B]
—	知的所有権の貿易関連の側面 (TRIPS) に関する協定 [附属書 1C]
—	紛争解決に係る規則及び手続に関する了解 (DSU) [附属書 2]
—	貿易政策検討制度 (TPRM) [附属書 3]
—	複数国間貿易協定 [附属書 4]
—	— 民間航空機貿易に関する協定
—	— 政府調達に関する協定

4. WTO の機構

WTO は、WTO 協定及びその他の多角的貿易協定の目的を達成するための枠組みを提供することを目的として設立された国際機関である。WTO の下では、協定上の紛争解決、各国の貿易政策の審査等も含めた協定の運用・実施が行われるとともに、新たな貿易自由化やルールの強化・拡充を目指した多角的貿易交渉が実施される。WTO の機関としては、閣僚会議、一般理事会、モノ、サービス、TRIPS 等の各分野に関する理事会が設置された（図表 II - 総 - 2）。

<図表 II-総-2> WTO の機構



5. GATT及びWTOにおける自由化交渉の流れ

GATT締約国は過去8度にわたり、集中的に多角的交渉を行ってきた。その中でも1960年に開始された第5回交渉（ディロン・ラウンド）以降、GATTにおける多角的交渉は「〇〇ラウンド交渉」あるいは単に「〇〇ラウンド」と呼ばれている。

数次のラウンド交渉を経て、次第に関税引き下げが実現された。また、関税以外の貿易関連ルールも整備された。ウルグアイ・ラウンドは、貿易ルールの強化、紛争解決手続の整備など、これまでのラウンドの中では画期的な内容を持ったものである。

なお、WTO設立後、2001年11月のドーハ閣僚会議で新しい多角的交渉の開始が決定されたが、本交渉はラウンドという言葉を好まない開発途上国の意向により、「ドーハ開発アジェンダ」（DDA：Doha Development Agenda）と呼ばれている。

これまでの自由化交渉の流れを示すと、図表II-総-3のようになる。

＜図表II-総-3＞WTOにおける自由化交渉の流れ

（市場アクセス分野）		（ルール分野）					
	鉱工業品 関税	1947年	第1回交渉				
		1948年 1月	GATT発足				
	鉱工業品 関税	1949年 1961年	第2回交渉～ ディロン・ ラウンド				
	鉱工業品 関税	1964年 1967年	ケネディ・ ラウンド	AD等			
	鉱工業品 関税	1973年 1979年	東京ラウンド	AD、TBT、政府 調達、補助金、 ライセンス、 等			
サービス 農業	鉱工業品 関税	1986年 1994年	ウルグアイ・ ラウンド	AD、TBT、政府 調達、補助金、 ライセンス、 等	繊維協定、PSI、 原産地、 TRIPS、SPS、 DSU、TRIMs		
		1995年 1月	WTO設立				
サービス エネルギー 流通 電子商取引 農業	鉱工業品 関税	2001年 	ドーハ開発 アジェンダ	AD 補助金 地域貿易協定	TRIPS（部分的 交渉）	投資 競争 貿易円滑化 政府調達の透 明性 電子商取引	環境

交渉年	ラウンド名	参加国・地域数
1947年	第1回交渉	23
1949年	第2回交渉	13
1951年	第3回交渉	38
1956年	第4回交渉	26
1960～1961年	ディロン・ラウンド	26
1964～1967年	ケネディ・ラウンド	62
1973～1979年	東京ラウンド	102
1986～1994年	ウルグアイ・ラウンド	123
2001年～【中断中】	ドーハ開発アジェンダ	164



1. 人権・環境問題を巡る国際的な潮流

2011年に国連人権理事会において「ビジネスと人権に関する指導原則」が全会一致で支持されて以降、国際的に企業に人権尊重を求める動きが加速している。指導原則においては、人権の尊重は、すべての企業に期待されるグローバルな行動基準であり、企業の社会的責任であるとされている。

さらに、近年、欧米諸国を先駆けとして人権尊重を理由とする法規制の導入が進むとともに、アジアの一部の国でも導入に向けた議論や検討が進みつつあり、企業にとっても人権尊重の取組を強化していかなければならない状況になってきている。こうした法規制の中には、人権尊重の視点とともに環境保護の視点を盛り込んでいるものもある（特にEU及びその加盟国による規制に多い。）。

本コラムでは、各国で近時導入される法規制の動きと我が国の取組について紹介するとともに、国際協定との関係について分析する。

2. 法規制を巡る各国の動向

(1) 米国の動き

米国政府は、強制労働由来の製品について、1930年関税法307条に基づき輸入禁止措置を取っており、国土安全保障省税関・国境取締局（CBP）は、製品の輸入を留保する「違反商品保留命令（Withhold Release Order：WRO）」を發出してきた。例えば、2020年12月には、新疆生産建設兵団（XPCC）とその関連会社が生産した全ての綿・綿製品、当該綿を一部なりとも使用しているアパレル、衣料品、生地をはじめとする製品について、2021年1月には、新疆ウイグル自治区で一部なりとも生産された綿、トマト、それらの派生製品について、それぞれ、WROの發出を公表した。

2021年7月には、米国政府は、「新疆サプライチェーンビジネス勧告書」の改訂版を公表し、新疆ウイグル自治区での強制労働ほか人権侵害の状況を概説するとともに、企業に対して、そのサプライチェーンなどに同自治区との繋がりがあがる場合、同自治区での人権侵害に関与する事業者等との関わりに伴う、大きな法的・経済的リスクを認識する必要があるとして注意を促した。また、同勧告書では、同自治区の人権侵害の状況がジェノサイドに該当すると改めて指摘し、國務長官名の声明において、引き続き政府を挙げて、民間や関係国と連携し、中国の人権侵害に対する説明責任を迫り続ける旨を表明している。

さらに2022年6月には、新疆ウイグル自治区で一部なりとも生産等された製品や、米国政府がリストで示す事業者により生産された製品は、全て強制労働によるものと推定し原則として輸入を禁止する「ウイグル強制労働防止法」が施行された。輸入禁止を避けるには、サプライチェーンを通じて一部なりとも強制労働に依拠していないこと等を輸入者が証明する必要がある。本法に基づき、同月、国土安全保障省を議長とする、強制労働執行タスクフォースは、輸入者向けガイダンスなどを記述した本法執行のための「執行戦略」を本法施行に併せて公表した。また、2023年2月には、本法についてのFAQや、本法の適法性審査について輸入者のベストプラクティスを含む「適法性審査」の追加ガイドラインが公表された。さらに、2023年9月には、「新疆サプライチェーンビジネス勧告書」の付属書も発表されており、執行戦略に従った適切な人権デュー・ディリジェンスの実施継続が企業に対して要請された。

本法の施行に併せて公表された「執行戦略」では、法執行の優先度が高いセクターとして、アパレル、綿花・

綿製品、ポリシリコンを含むシリカ系製品、トマト・その他派生製品が当初掲げられていたが¹、2024年7月の改訂で、新たにポリ塩化ビニル、アルミニウム、水産物が追加され、2025年8月の改訂では、さらに鉄鋼、銅、リチウム、苛性ソーダ、ナツメが追加された。また、本法に基づく輸入禁止対象の事業者を掲載したエンティティリストは、本法施行後より随時更新され、本報告書執筆時において、144の事業者が掲載されている。このように法執行の優先セクターやエンティティリストの拡大が進められる中で、実際に執行件数も増加しており、CBPが公開したデータベースにおける本報告書執筆時の情報によれば、ウイグル強制労働防止法に基づき41,857件の輸入が差し止められ、そのうち22,879件の輸入が禁止され、15,466件の輸入が許可されている²。

一方で、米国政府は、人権侵害に関係する製品や取引先等について輸出管理も実施・強化している。具体的には、2019年10月以降累次に渡って、人権侵害への関与を理由として中国政府機関及び監視関連機器企業等をエンティティリストに掲載するなど、規制対象を拡大している。

(2) ドイツの動き

ドイツでは、2016年に「ビジネスと人権に関する国別行動計画」(NAP)を策定し、企業に対する人権デュー・ディリジェンスの実施や損害を受ける者に対する是正措置・救済措置を規定した。その後、ドイツ政府の調査においてNAPの要求事項を達成している企業が少ないことが判明したことを受けて、2021年6月に、一定規模以上の企業に人権・環境デュー・ディリジェンスを義務づけるサプライチェーン・デュー・ディリジェンス法が成立し、2023年1月より施行された。なお、サステナビリティ情報の開示を求める企業持続可能性報告指令(EU指令2022/2464)や下記(4)①の企業持続可能性デュー・ディリジェンス指令(EU指令2024/1760)が施行されるまでの期間における企業の負担軽減を目的に、2025年9月にドイツ内閣が本法の改正案を承認しており³、当該改正案が成立した場合には、デュー・ディリジェンス実施結果に関する報告義務は2023年1月1日に遡及して廃止され⁴、罰金の対象は重大な義務違反のみに限定される見込みである。なお、改正案の承認を受け、ドイツ当局は現在、同法に基づく企業報告書の受理及び審査を停止している。

本法は、ドイツを本拠地とする企業及びドイツ国内に支店又は子会社を持つ企業で、2023年の施行当時は従業員3,000名以上、2024年以降は従業員1,000名以上の企業を対象とする。人権・環境デュー・ディリジェンスの対象となるのは、自社及び直接のサプライヤーで、間接サプライヤー(二次サプライヤー以降)に対しては、企業は苦情処理体制を確立させ、人権侵害や環境義務の違反を示唆する実体的な兆候を把握した場合は、リスクの分析、適切な予防措置等を行う必要がある。法律の対象となる企業は、社内におけるリスク管理体制の整備、リスク分析の実施、人権戦略に関する方針書の策定、自社と直接取引先における予防措置の実施、人権侵害等が確認された場合は是正・救済措置の実施、苦情処理手続の確立が求められる。違反企業には、罰金に加えて公共調達への入札禁止が課される場合がある。

(3) フランスの動き

フランスでは、2017年にサプライチェーンにおける人権・環境デュー・ディリジェンスについて定める注意義務法が制定・施行された。同法は、フランスに所在する企業であって、会計年度の終了時に2年連続で、(i)従業員5,000人以上(同国内に所在する直接・間接の子会社合算)、又は、(ii)従業員1万人以上(同国内外に所在する直接・間接の子会社合算)を雇用するものを対象とする。

対象企業は、(a)注意義務に関する計画の策定とその効果的実施、(b)年次報告書による当該計画とその実施

¹ 2023年8月の執行戦略の改訂においては、ナツメ他農産品、ビニール製品、アルミニウム、鉄、鉛蓄電池、リチウム蓄電池、銅、電子機器、タイヤ他自動車部品が、NGO等による特定に起因する監視強化品目として列挙されている。

² 2026年3月31日時点の情報による。なお、差し止められた件数のうち、残る3,512件については、差し止め後いまだ許可・禁止の決定がなされていないものの件数である。なお、金額ベースで見ると、「半導体デバイス；発光ダイオード(LED)等及びその部分品」が、差し止めの対象となった輸入品全体の金額の約8割を占めている。

³ ドイツ政府はサプライチェーン・デュー・ディリジェンス法の改正案と同時に、企業持続可能性報告指令を国内法に移管する法案を承認している。同法案については本報告書執筆時点で審議中である。

⁴ なお、下記(4)①の企業持続可能性デュー・ディリジェンス指令では、企業のデュー・ディリジェンスの実施状況についての報告義務が定められているため、企業持続可能性デュー・ディリジェンス指令が国内法化される際に報告義務が復活すると予想される。

状況の開示が求められる。「注意義務に関する計画」には、「人権、基本的自由、人々の健康及び安全並びに環境」に対するリスクを特定し、これらに対する重大な侵害を防止するための合理的措置を記載することとされている。民事上のエンフォースメントとして、裁判所による履行命令や損害賠償が定められているとともに、一定の場合には人権団体や環境団体等が企業に対して提訴できるとされている点に特徴がある。実際に同法の施行以降、人権団体や環境団体等が企業を提訴する事例も10件以上出てきている。

(4) EUの動き

①企業持続可能性デュー・ディリジェンス指令

欧州では、上記の通りドイツやフランスなど加盟国レベルで人権・環境デュー・ディリジェンスを義務化する動きのほか、同様の法規制をEU域内全体に広げる動きも進行している。2024年7月25日には、企業持続可能性デュー・ディリジェンス指令（EU指令2024/1760）が発効した。その後、欧州委員会は、2025年2月に、本指令を含む持続可能性に関連する規制の簡素化を目的とするオムニバス法案を発表した。2025年4月にオムニバス法案のうち適用時期延期に関する部分が採択・施行され、オムニバス法案のそれ以外の部分については、2026年2月に採択され、2026年3月18日に施行された。これらの結果として、2026年3月末時点では、2028年7月までに各加盟国が国内法を制定し、2029年7月より適用が開始される予定である。

本指令は、従業員5,000名超かつ全世界における純売上高15億ユーロ超などの閾値を満たすEU企業に加えて、EU域内における純売上高15億ユーロ超などの閾値を満たす第三国の企業に対しても、人権及び環境に関するデュー・ディリジェンス実施等を義務づける。対象企業は、(a)デュー・ディリジェンスの企業ポリシーへの統合、(b)人権及び環境に対する実在又は潜在的負の影響の特定、評価及び優先順位付け、(c)潜在的負の影響の防止・軽減、(d)実在の負の影響の終了、(e)通知メカニズムと苦情受付手続の設置と維持、(f)デュー・ディリジェンス方針及びその措置の効果の監視、(g)デュー・ディリジェンスの公表が求められる。また、違反への対応については、EU全体での統一的な民事責任を定めた規定が削除され、EU加盟国の国内法に委ねられることになる。

②その他の法規制

欧州では、上記の企業持続可能性デュー・ディリジェンス指令以外にも、人権や環境の観点に基づく法規制が多数検討・施行されている。

例えば、EUも人権抑圧を理由とする輸出管理を実施・強化しており、2021年9月、サイバー監視システム規制を含む改正輸出管理規則（EU規則2021/821）を施行した。

また、2024年12月には強制労働製品のEU域内における上市及びEU域外への輸出を禁止する規則（EU規則2024/3015）が発効している。本規則は、事業者に対して、強制労働に由来する製品のEU域内における上市（流通）及びEU域内からの輸出を禁止するものであり、EUの当局の調査の結果、強制労働に由来する製品がEU域内に上市されている又はEU域内から輸出されていることが認定された場合には、当局によって上市・輸出の禁止や、製品の回収・処分の命令が下されることとなる。本規則は2027年12月から適用が開始される。

2023年8月に発効したバッテリー規則（EU規則2023/1542）は、バッテリーのライフサイクル全体を持続可能なものとすることを目的としている。例えば、一定の事業規模以上の事業者に対し、バッテリーに関する社会・環境リスクについてのデュー・ディリジェンス義務が盛り込まれており、事業者は、自社のサプライチェーンにおける気候変動、環境汚染、労働者の権利の侵害等のリスクに対応するための方針を策定し実施するとともに、デュー・ディリジェンス義務を果たすための全ての活動、プロセス及びシステムについての第三者検証を受けなければならない。このデュー・ディリジェンスの義務の適用開始時期は、当初の予定よりも2年間延期されて2027年8月からとなり、当該デュー・ディリジェンス義務に関するガイドラインの公表は、2026年7月までにされることとなっている。また、バッテリーの容量や有害物質の含有量、バッテリーのライフサイクル全体における温室効果ガス排出量をQRコードで表示することなどが今後義務づけられていく。

2023年6月に発効した森林破壊防止デュー・ディリジェンス規則（EU規則2023/1115）は、畜牛、カカオ、コーヒー、アブラヤシ、ゴム、大豆、木材及びその関連製品について、その生産過程において森林破壊を

引き起こしていないことを EU 域内への輸入・販売の条件とし、事業者によるその確認のためのデュー・ディリジェンスの実施を求める。事業者に課されるリスクアセスメント等の義務内容は、生産国のリスク（「高リスク」「低リスク」「標準リスク」の三種類に分類）によって異なるとされる。2025 年 5 月に発表された国別リスク分類案では、日本、EU 各国、米国、中国等 140 か国が「低リスク」に分類され、熱帯雨林を擁する南米・東南アジア諸国（ブラジル、アルゼンチン、メキシコ、インドネシア、マレーシア等）が「標準リスク」、「高リスク」は、ロシア、ベラルーシ、北朝鮮、ミャンマーの 4 か国のみとなった。同規則は、もともと 2024 年 12 月に適用開始される予定であったが、2024 年 12 月に適用開始を 1 年間延期する改正案が成立、その後 2025 年 12 月に適用開始がさらに 1 年間延期されたため、本稿執筆時点では、2026 年 12 月の適用開始が予定されている。

さらに、包装材・包装廃棄物に関する規則（EU 規則 2025/40）も、2025 年 2 月に発効した。同規則は、EU 域内で使用される瓶、缶、ペットボトル、プラスチック包装、輸送用包装等、容器・包装全般の再利用や再資源化を義務づける規制であり、包装材や包装廃棄物の削減や特定のプラスチック包装形態の制限などが定められている。食品・飲料業や製造業など包装材を活用する幅広い業界に大きな影響を及ぼすものと予想される。

なお、直近の動きとして、欧州委員会は、2025 年 12 月、環境規制の簡素化に関するオムニバス法案（バッテリー規則、包装・包装廃棄物規則等の一部を改正し、企業の規制対応を一部簡素化するもの）を発表した。欧州委員会としては、人権・環境に関する EU の目標設定を変更するものではないとしているが、増加しつつある企業の規制対応負担への対応として注目される。

(5) その他の各国の法規制等

以上の他にも、企業に対してデュー・ディリジェンスの実施や人権侵害がない旨の声明の公表を義務づける法律や、強制労働に由来する製品の輸入規制が、各国で成立・施行している。例えば、英国の 2015 年現代奴隷法では、年間売上高が一定規模を超える営利団体・企業に対して、奴隷労働や人身取引がない旨の声明の公表を義務づけている。また、豪州の 2018 年現代奴隷法においても、一定規模の年間売上高を有する企業などに対して、サプライチェーンと事業活動における現代的な奴隷制度の存在を調査し、リスク評価方法とその軽減措置を毎年報告することを義務づけている。ノルウェーにおいて 2022 年に施行された企業の透明性及び基本的人権とディーセント・ワーク条件への取り組みに関する法律では、人権及びディーセント・ワークに関するデュー・ディリジェンスを実施し、その内容の説明・公表、情報開示要求への対応を義務づけている。さらに、カナダでは、2020 年 7 月に米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）の発効に合わせて、国内法において強制労働によって生産された製品の輸入の禁止規定が整備され、2024 年 1 月には、一定の条件を満たす政府機関や企業に対して、サプライチェーンにおける強制・児童労働のリスク評価や管理のために講じた措置を連邦政府に報告することを義務づける法律が施行されるとともに、輸入禁止の対象に児童労働に由来する製品も追加された。また、メキシコも USMCA を踏まえて、2023 年 5 月より強制労働（児童労働を含む。）により生産された製品の輸入禁止規制を導入している。加えて、アルゼンチン、インドネシア、エクアドル、バングラデシュ、マレーシアをはじめとする複数の国・地域が、米国と「相互貿易協定」を交渉する中で強制労働製品の輸入禁止措置の導入に合意している。

また、アジア各国においても、近年、「ビジネスと人権」に関する行動計画を策定する国が増加しているとともに、各国の事情を踏まえた取組が進みつつある。韓国やタイといった一部の国では、企業に対し人権デュー・ディリジェンスの実施等を求める法制度の導入に向けた議論や検討が行われている。

3. 日本政府の取組

このような国際的な潮流の中で、日本政府は、2020 年 10 月、「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020－2025）を策定した。その後、2021 年 9 月～10 月に、経済産業省と外務省とが共同で実施した、日本企業のサプライチェーンにおける人権に関する取組状況のアンケート調査では、日本企業の取組にはなお改善が必要で

あることが明らかになり、また、政府に対する要望として、ガイドライン整備を期待する声が多く寄せられ、人権尊重への取組が進んでいない企業の半数からは、具体的な取組方法が分からないとの回答も寄せられた。そこで、この調査結果を踏まえて、国際スタンダードを踏まえた企業による人権尊重の取組をさらに促進すべく、2022年3月、経済産業省において「サプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン検討会」を設置して検討を重ね、同年9月、日本政府として「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定・公表するに至った。

本ガイドラインは、「ビジネスと人権に関する指導原則」、「OECD 多国籍企業行動指針」及びILOの「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」をはじめとする国際スタンダードを踏まえたものであり、企業に求められる人権尊重の取組について、日本で事業活動を行う企業の実態に即して、具体的かつわかりやすく解説し、企業の理解の深化を助け、その取組を促進することを目的として、日本国内において事業活動を行う全ての企業に対して、人権尊重の取組に最大限努めることを求めている。さらに、2023年4月には、具体的な取組方法がイメージできないなどの企業の声も踏まえて、経済産業省において、本格的に人権尊重の取組を行ったことのない企業が本ガイドラインに沿った取組を進めやすくなる「サプライチェーンにおける人権尊重のための実務参照資料」を作成・公表している。

このような中で、業界別の取組も進展しており、例えば、経済産業省は、2025年3月に、繊維業界において人権取組の向上や国際競争力の強化を図るべく、日本の繊維業の実態を踏まえて「監査要求事項・評価基準」(JASTI : Japanese Audit Standard for Textile Industry) を策定した。

2025年12月、日本政府は、「ビジネスと人権」に関する行動計画(改定版)を公表した。改定された行動計画においては、「ビジネスと人権」に関して、8つの優先分野に関する今後の政府の取組の方針や各種施策が記載されているほか、企業に対し、人権デュー・ディリジェンスの導入を促進することへの期待が表明されている⁵。

4. 国際協定との関係

人権の尊重及び地球環境の保全は、今やグローバルな行動基準であり、企業に対しても更なる取組が期待される。その意味で、上記で概観した通り、人権・環境を巡る法規制が拡大・強化される国際的潮流は今後も継続することが予想される。

他方で、この種の国際企業活動に対する法規制は、必然的に国際貿易・投資に対して影響(往々にして制限・萎縮効果)を与えることを忘れてはならない。GATT・WTO体制においては、古くから、自由貿易の原則(GATT 1条、2条、3条、11条1項等参照)と、各国規制権限に基づく例外(GATT 20条各号等参照)との関係として議論され、時に紛争として争われてきた。

上記各国の法規制も、製品の貿易を直接に制限すればGATT 11条1項との抵触が問題となるし、また規制国以外の製品の競争条件を実質的に不利にするような設計・運用となっていれば、最恵国待遇義務(GATT 1条)、内国民待遇義務(GATT 3条)に整合しない恐れも生じる(実際に、現在の潮流に対してかかる懸念を表明する国も多い)。

さらに、特定の人権・環境リスクを理由に製品の輸入を制限する規律は、「強制規格」(TBT協定附属書1.1)に該当する可能性もあり、この場合には目的達成のため以上の貿易制限が禁止される(TBT協定2条2項)。「強制規格」は、従来の先例では、特定可能(identifiable)な製品群に対する製品の特性(product characteristics)に適用される強制(mandatory)的な規律を指すとされる(ECアスベスト事件上級委報告書等)。製品自体に表示するQRコード等のデータキャリアを通じて人権・環境リスク評価の情報提供を求める規制(バッテリー規則等)はこれに該当する可能性が高いと考えられるし、また、表示義務がなくても、特定の

⁵ なお、JETROが2025年に海外に進出する日系企業を対象に行った調査によれば、製造業における人権デュー・ディリジェンス実施割合は大企業では42.1%、中小企業では20.5%であり、増加傾向にある。人権デュー・ディリジェンス実施の効果としては、社内の人権リスクの低減(ハラスメント防止、労働安全衛生の改善等)を約8割、「従業員の働きやすさの改善」を4割超の企業が挙げており、無形資産としての企業イメージ・ブランドイメージ向上のほか、顧客との取引継続やサプライヤー側の人権リスクの低減など社外の関係者とのビジネス遂行上のリスク回避に繋がったとの回答も一定数みられた。

生産方法・地域を事実上強制するような効果を有する場合、それが製品の特性（product characteristics）に関する規制であって「強制規格」に該当すると解される可能性もある。

これに対し、規制実施国としては、人権尊重・環境保護を目的とした当該規制の正当性を主張し、例えば GATT 不整合の疑いに対しては、「公德の保護」（GATT 20 条（a））、「人、動物又は植物の生命又は健康の保護」（GATT 20 条（b））、「有限天然資源の保存」（GATT 20 条（g））等を根拠に反論することとなろう。しかし、GATT 20 条柱書・各号該当性をかなり厳格に解釈してきた先例の傾向に鑑みれば、「人権」「環境」を名目とした安易な貿易制限や国内産品優遇が国際協定上許容されないと考えるのが自然である。

日本としては、国際的な人権尊重・環境保護の取組に貢献すべく努力するとともに、各国の法規制の動向を注視し、日本企業の国際経済活動が不当に阻害・差別されることのないよう、あるべき国際規律を作り上げるために国際機関を通じた取組にも積極的に参加すべきである。

